

公共工事の施工体制に関する 全国一斉点検について

国土交通省 大臣官房 技術調査課 建設システム管理企画室 技術管理係長 せい けんぞう 清 憲三

1

はじめに

公共工事を適切に実施するためには、受注者による適正な施工体制の確保が重要となります。このため、国土交通省では、各工事を担当する監督職員によって日頃から施工体制の点検を行っているところです。平成14年度からは、監督職員以外の職員による一斉点検を全国において展開しています（以下、「公共工事の施工体制に関する全国一斉点検」という）。本稿では、令和元年度の実施結果を中心に、この取り組みについてご紹介します。

2

法的位置付け

建設工事を行うにあたり、適正な施工を確保することは、「建設業法（昭和24年法律第100号）」において建設業者に対して義務付けられているところですが、特に公共工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）」（以下、「適正化法」という）及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）」（以下、「品確法」という）により、その徹底を一層確実にするための取り組みが、発注者及び受注者に対して求められています。

また、「適正化法」では、公共工事の受注者に対して、施工体制台帳の写しを発注者に提出することなどを義務付ける（第15条）だけでなく、発注者に対しても、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検等を義務付けるとともに、一括下請に該当すると疑うに足りる事実（建設業法第28条第1項第4号）や、必要な建設業許可を有しない建設業者と下請契約を締結していると疑うに足りる事実（同6号）、施工体制台帳が作成されない場合（同第24条の7第1項）には、建設業の許可を行った国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知することを求めるなど、適切な施工体制の確保を担保するための受発注者の責務が位置付けられています。

さらに、平成17年4月に施行された「品確法」においても、附帯決議の中で「施工体制の適正化を図るため、工程表及び施工体制台帳の発注者に対する提示が徹底されるように努める」ことが盛り込まれています。

3

実施体制

国土交通省では、各工事を担当する監督職員によって日頃から、施工体制の点検を行うとともに、その結果を工事成績評定に反映させるなど、

発注者として、適正な施工体制を確保するための取り組みを実施しているところです。

さらに、「適正化法」の施行を踏まえ、平成14年度からは、例年3ヶ月程度の点検期間を設定し、集中的に点検を実施しています。点検は期間内に抜き打ちで行い、当該工事を担当する監督職員以外の企画部（工事品質調整官、総括技術検査官、技術検査官）、港湾空港部（港湾空港整備・補償課長等）、営繕部（技術・評価課長等）、各事務所等（副所長、工事品質管理官等）の職員が、監督職員等の立会の上で、受注者等から関係資料の提示やヒアリングの実施を通じて実施しています。

このような一斉点検は、他の公共工事発注機関とも連携しつつ実施しているところであり、令和元年度は47都道府県、20政令指定都市及び高速道路株式会社各社など12機関に対して一斉点検の実施を依頼しています。

（点検項目）

I. 基本点検項目

i. 監理技術者等の配置

①元請業者の監理技術者等の資格者証・講習修了証の提示（JV構成員含む）（建設業法第26条、同条第5項等）、②「元請がJVの場合の幹事会社以外の主任技術者」の資格、③「元請がJVの場合の幹事会社以外の主任技術者」の専任

ii. 施工体制台帳の備え付け等

①施工体制台帳の備え付け（建設業法第24条の7、重点点検）、②施工体系図の掲示（建設業法第24条の7第4項及び適正化法第15条第1項）③建設業許可票の掲示（建設業法第40条）

iii. 下請契約

①下請業者の建設業許可（建設業法第3条）、②明確な工事内容での下請契約（建設業法第19条第1項及び第2項、重点点検）、③適切な請負代金の支払い方法（建設業法第19条第1項、重点点検）

II. 一括下請点検項目

i. 元請負人の下請施工の関与状況

①発注者との協議、②施工計画書（品質管理計画等の立案）、③工程管理の実施状況、④施工管理（品質確保、検査・試験記録の保管）、⑤下請負人の完成検査、⑥安全管理（安全巡視員の配置と安全巡視の実施、下請負人の安全衛生責任者の確認、作業主任者等の確認、足場等の点検結果等の記録と保存状況の確認）、⑦施工調整・指導監督（施工体制台帳の把握、下請負人の主任技術者資格の把握、安全管理に対する指導、段階確認の実施、作業手順書の作成指導・監督）

ii. 施工体系の点検（紛らわしいケースの点検）

①主たる一次下請負人に直営施工がないケース、②特定の一次下請負人が工事全体の大部分を施工しているケース、③工区割された近接工事を同一の一次下請負人が施工しているケース、④下請負人に直営施工がなく再下請負人が実質施工しているケース

III. 下請負人の点検項目

i. 下請負人の主任技術者の配置状況

①下請負人の主任技術者の資格・専任・同一性

ii. 下請負人の主任技術者へのヒアリング

①不当に低い請負代金の禁止、②不当な使用資材等の購入強制の禁止、③契約どおりの請負代金の支払い実態、④足場等の点検結果等の記録と保存状況の確認

4

令和元年度の点検結果

(1) 対象工事

令和元年度は、10月から12月中旬までの2ヶ月半の期間を一斉点検期間とし、抜き打ちで点検を実施しました。対象とする工事の規模は、請負

金額が3,500万円以上の工事（建築工事においては、7,000万円以上の工事、平成28年5月31日以前に契約を締結した工事においてはそれぞれ2,500万円、5,000万円）とし、特に低入札価格調査制度調査対象工事及びこれに準じて重点的な監督業務を実施する工事に重点をおき、稼働中の工事の約8.7%にあたる721件について点検を行いました。

(2) 点検結果

① 点検項目別の結果概要

1) 基本点検項目（図-1）

今回の基本点検項目では、監理技術者資格者証の提示、JVの場合の主任技術者の資格要件において、明らかな建設業法違反で許可部局への通知が必要な工事は、該当がありませんでした。一方、改善すべき事項が見つかった約8.7%（63件）の工事について受注者に改善を求めました。

建設業法で義務付けられた「施工体制台帳の

備え付け」や「建設業許可票の掲示」の履行については、概ね全ての工事（施工体制台帳の備え付け：97.5%、建設業許可票の掲示：99.7%）で確認されました。

元請業者と下請業者が「明確な工事内容での契約」となっていることについては、改善すべき事項が約6.0%（43件）の工事で確認されました。

2) 一括下請点検項目（表-1）

本点検項目については、約5.0%（36件）の工事について受注者に改善を求めました。このうち、改善すべき事項が多かった調査項目は、下請業者に対する完成検査（約1.2%（8件））、足場等の点検結果（約1.5%（5件））、安全巡視の実施（約0.7%（5件））、作業手順書の作成（約1.0%（7件））でした。

3) 下請業者への点検項目

下請業者416社に対する調査の結果、下請業者の主任技術者の配置状況に関して建設業法違反（通知）及び指導事項に該当する工事はあり

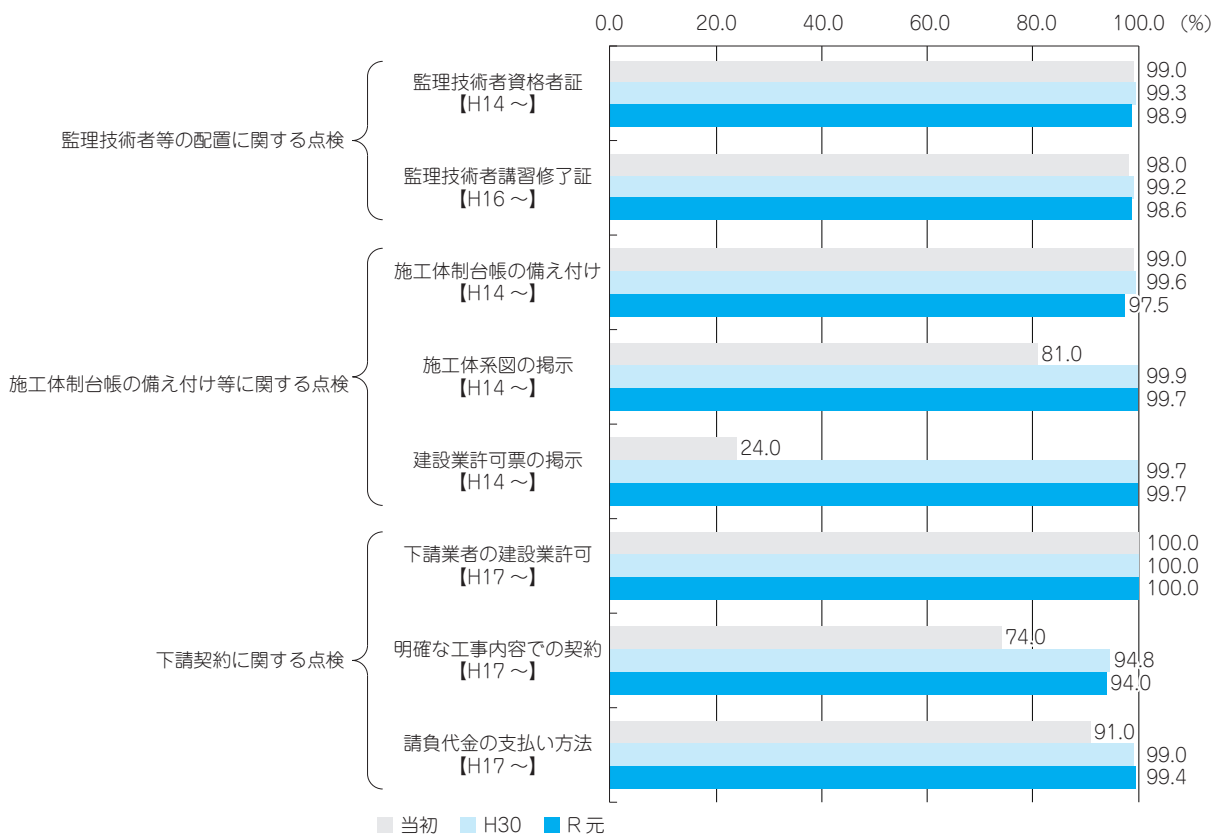


図-1 適正であった工事の割合（基本点検項目）

表－1 一括下請点検項目

		適正	一部不良	不良
発注者との協議		99.7%	0.3%	0.0%
施工計画書	品質管理計画等の立案	99.7%	0.3%	0.0%
工程管理の実施		99.4%	0.6%	0.0%
施工管理	品質確保	99.9%	0.1%	0.0%
	検査・試験記録の保管	99.9%	0.1%	0.0%
下請業者の完成検査		98.8%	1.2%	0.0%
安全管理	安全巡視員の配置と安全巡視の実施	99.3%	0.7%	0.0%
	下請の安全衛生責任者の確認	99.9%	—	0.1%
	作業主任者等の把握	99.7%	—	0.3%
	足場等の点検 ※ H22 年度新規追加	98.5%	0.9%	0.6%
施工調整・指導監督	施工体制台帳の把握	99.4%	0.6%	0.0%
	下請業者の主任技術者資格の把握	99.9%	0.1%	0.0%
	安全管理に対する指導	99.4%	—	0.6%
	段階確認の実施	99.8%	—	0.2%
	作業手順書の作成	99.0%	—	1.0%

(注) 表中の割合は対象外の工事を除いて算出

ませんでした。

一方、386社の主任技術者へのヒアリングの結果、別途対応を行った件数は、不当に低い請負代金の禁止において、「注文者が自己の取引上の地位を不当に利用した」が1件(0.3%)でした。

足場点検では、「点検していない」または「作業前点検及び異常時の補修のいずれかが確認できない」が2件であり、「悪天候等の後や足場等の組立て・一部解体・変更の後の点検結果の保存、及び異常を認めたとときの補修についての記録がない」が2件でした。

5 まとめ

18回目となる一斉点検の結果から、公共工事の施工体制が良好に保たれており、公共工事の受注者の建設業法や適正化法に関する理解の浸透が確実に進んでいることが伺われます。また、発注者にとっても、監督職員のみならずそれ以外の者が点検を行うことにより、統一的な理解が得られてきたものと考えています。

令和元年度は、明らかな建設業法違反(下請の

建設業許可)で許可部局への通知が必要な工事はありませんでした。また、「明確な工事内容での契約」(下請け契約に関する点検項目)は理解が浸透している傾向にありますが、他項目と比較して、改善の余地があるなど、同法の趣旨を徹底するためには、さらなる取り組みが引き続き必要です。

令和2年度も、10～12月を全国一斉点検期間として19回目となる公共工事の施工体制に関する全国一斉点検の実施を予定しています。平成27年度より、平成26年6月に改正された品確法をはじめ、建設業法、適正化法の内容を反映し、施工体制台帳の作成・提出義務が拡大されています。また、足場点検においては、平成27年7月に改正された労働安全衛生規則の内容を反映し、悪天候等や足場等の組立て・一部解体若しくは変更の後の点検結果の保存、異常を認めたとときの補修についての記録を点検することとしています。

国土交通省では、適正な施工体制の一層の確保を図るため、本点検結果を踏まえつつ、引き続き通常の監督・検査業務を通じて対策を講じて参ります。